

公益社団法人 王子法人会
入会申込書

○お申込み方法

1. 郵送による申込

本ファイル2枚目の入会申込書、3枚目の預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書に必要事項を記入、捺印の上、王子法人会までご送付ください。

2. 王子法人会公式サイトの入会フォームからの申込

本ファイル3枚目の預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書に必要事項を記入、捺印の上、王子法人会までご送付ください。

王子法人会公式サイトの入会フォーム

<https://www.oji-hojinkai.or.jp/register/>

○書類送付先、お問い合わせ先

〒114-0002
東京都北区王子 1-11-1
北とびあ 12階
公益社団法人 王子法人会 事務局
電話：03-5390-1112

※預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書は、4枚目の記入例を参考にご記入ください。
※このページを印刷し、下部の宛先ラベルを切り取って、封筒に貼っていただくと便利です。

〒114-0002
東京都北区王子 1-11-1
北とびあ 12階

公益社団法人 王子法人会 事務局

入会申込関連書類在中

DX タイプ専用

預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書 (収) (加)

(兼 預金口座振替申込書)

年 月 日

2200

収納企業名

日本システム収納株式会社 (NSS)

ゆうちょ銀行以外の金融機関	金融機関名	銀行	支店名	支店御中
		信託銀行		
		信用金庫		
		信用組合		
		その他		
預金種目	1. 普通(総合) 2. 当座	口座番号(右づめ7桁でご記入ください)		
フリガナ	(法人の場合は代表者名・肩書きのフリガナは不要です。)			
口座名義人	※法人の場合は必ず代表者名・肩書きもご記入ください。			
				金融機関へのお届出印
				印

振替日 27日 (金融機関休業日の場合は翌営業日)

ゆうちょ銀行	種目コード	契約種別コード	通帳記号(左づめ)	通帳番号(右づめ)	お届出印	金融機関受付印	
	1	6	6	3			0
	口座名義人					取扱店日附印	
	払込日	27日(ただし非営業日の場合は翌営業日)					
払込先口座番号	00970-6-15938	払込先加入者名	日本システム収納株式会社				

※ゆうちょ銀行をご指定の場合は、自動払込規定が適用されます。
私は、日本システム収納株式会社から請求された金額を私名義の上記預金口座から預金口座振替(自動払込)によって支払うこととしたいので預金口座振替規定を確約(ゆうちょ銀行は除く)のうえ依頼します。

預金口座振替規定 (ゆうちょ銀行は除く)

- 金融機関に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引落しのうえ支払ってください。この場合、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出しはしません。
- 振替日において請求書記載金額が預金口座から払戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。)をこえるときは、私に通知することなく、請求書を返却してもさしつかえありません。
- この契約を解約するときは、私から金融機関に書面により届出ます。なお、この届出がないまま長期間にわたり会社から請求がない等相当の事由があるときは、とくに申出をしない限り、金融機関はこの契約が終了したもとして取り扱ってさしつかえありません。
- この預金口座振替についてかりに紛議が生じて、金融機関の責による場合を除き、金融機関には迷惑をかけません。

金融機関使用欄	(不備返却事由)	検印	
	1. 預金取引なし	3. 印鑑相違	印鑑照合
	2. 記載事項等相違	4. その他	
	(店名、預金種目、口座番号、口座名義(備考))	()	受付印

【収納企業使用欄】

郵便番号	—	お申込者様が必ずご記入、ご捺印ください。
ご住所	電話番号 ()	
申込者	下記の「個人情報の取扱いについて」に記載の内容について同意します。	(印)

<個人情報の取扱いについて>

当団体は個人情報を業務の維持・管理およびサービスのご提供・ご案内、当団体業務に関する情報提供、サービスの充実等の目的のために使用します。また、当団体は上記の目的のために、当申込書に記載の個人情報を日本システム収納株式会社に提供します。なお、今後、個人情報に変更等が生じた場合にも、上記に準じて取り扱います。

《日本システム収納株式会社への提供目的》

- ①口座振替等による集金代行業務、振込等による送金代行業務、その他の事務代行業務
- ②上記①に関する運営管理、商品・サービスの充実
- ③その他上記①～②に関連・付随する業務



団体名	公益社団法人 王子法人会	団体コード	0933623	<不備返送先(金融機関用)> 〒564-8523 吹田市江坂町1丁目23番101号 日本システム収納株式会社 電話 (06) 6386-6172
加入者コード		所属コード		

改訂日：2018.02.01

<預金口座振替依頼書 ご記入方法について (団体用)>

(NSS口座振替汎用依頼書用)

■必ず「預金口座振替依頼書」の原本を団体様へご提出ください。

法人用記入見本

預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書 (収 加)
(兼 預金口座振替申込書)

2019年 10 月 1 日

収納企業名 **日本システム収納株式会社 (NSS)** 2200

ゆうちょ銀行以外の金融機関	金融機関名	みずほ	銀行 信託銀行 信用金庫 信用組合 その他	支店名	大手町	支店御中	
	預金種目	① 普通(組合) ② 当座		口座番号(行づつめご記入ください)	1 2 3 4 5 6 7		
	フリガナ	エヌエスシヨウジ (カ)					金融機関への お届出印
	口座名義人	エヌエス商事株式会社 代表取締役 日本 太郎					印

※法人の場合は必ず代表者名・肩書きもご記入ください。

振替日 (金融機関休業日の場合は翌営業日)

種目コード	契約種別コード	通帳記号(左づめ)	通帳番号(右づめ)
1	6	6 3 0 1	0 の

お届出印を
ご捺印ください。

金融機関受付印

銀行 振込日 27日 (ただし非営業日の場合は翌営業日)

振込先 口座番号 00970-6-15938 振込先加入者名 日本システム収納株式会社

※ゆうちょ銀行をご指定の場合は、自動払込規定が適用されます。
私は、日本システム収納株式会社から請求された金額を私名義の上記預金口座から預金口座振替(自動払込)によって支払うこととしたいので預金口座振替規定を締約(ゆうちょ銀行は除く)のうえ依頼します。

- 預金口座振替規定 - (ゆうちょ銀行は除く)

- 金融機関に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引落しの上支払ってください。この場合、預金規定または当座規定にかかわらず、現金通帳、同払請求書の提出または小切手の提出はしません。
- 振替日において請求書記載金額が預金口座から払戻すことのできる金額(当座貸付を利用できる範囲内の金額を含む。)をこえるときは、私に通知することなく、請求書を選択して差しつかえありません。
- この契約を解約するときは、私から金融機関に書面により届出ます。なお、この届出がないまま振替期にわたり会社から請求がない等相当の事由があるときは、とくに申出をしない限り、金融機関はこの契約が終了したものとして取り扱って差しつかえありません。
- この預金口座振替について十分に紛争が生じても、金融機関の責による場合を除き、金融機関には連絡をかけません。

(不備返却事由) 1. 預金取引なし 2. 記載事項等相違 (店名、預金種目、口座番号、口座名義(備考))	印欄 3. 印欄相違 4. その他 ()
金融機関使用欄	預印 印欄相違 受付印

【収納企業様用印欄】

郵便番号 564 - 8523	ご住所 吹田市江坂町1-23-101
	電話番号 (06) 6386-5702
申込者	エヌエス商事株式会社 代表取締役 日本 太郎

お申込者様が必ずご記入、ご捺印ください。

下記の「個人情報の取扱いについて」に記載の内容について同意します。

<個人情報の取扱いについて>
当団体は個人情報保護法の特・管理およびサービスの提供・ご案内、当団体業務に際する情報提供、サービスの充実等の目的のために利用します。また、当団体は(株)の目的のために、当中込に記載の個人情報を日本システム収納株式会社へ提供します。なお、今後、個人情報に変更等が生じた場合にも、上記に準じて取り扱います。

【日本システム収納株式会社への提供目的】
①口座振替等による現金代行業務、加入等による現金代行業務、その他の業務代行業務
②上記①に関する請求管理、商品・サービスの充実
③その他上記①～②に附属・付随する業務

団体名	団体コード	<不備返却先(金融機関用)> 〒564-8523 吹田市江坂町1丁目23番101号 日本システム収納株式会社 電話 06 6386-5702
加入者コード	所属コード	

<預金口座振替依頼書 ご記入方法について(団体用)>

(NSS口座振替汎用依頼書用)


■必ず「預金口座振替依頼書」の原本を団体様へご提出ください。

個人用記入見本

預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書 (収) (加)
(兼 預金口座振替申込書)

2019年10月1日

収納企業名 **日本システム収納株式会社 (NSS)** 2200

ゆうちょ銀行以外 の金融機関	金融機関名	みずほ	銀行 信託銀行 信用金庫 信用組合 その他	支店名	大手町	支店 御中
	預金種目	①普通(組合) ②当座		口座番号(左づめ)	1 2 3 4 5 6 7	
フリガナ	ニホン タロウ					金融機関への 封込出印
口座名義人	日本 太郎					 印

※法人の場合は必ず代表者名・肩書きもご記入ください。

振替日 (金融機関休業日の場合は翌営業日)

ゆうちょ銀行	種目コード	契約種別コード	通帳記号(左づめ)	通帳番号(右づめ)	お届出印を ご捺印ください。	金融機関受付印
	1 6 6	3 0 1	0 0			
口座名義人						お届出印
振込日	27日(ただし非営業日の振付は翌営業日)					店 日 附 印
払込先 口座番号	00970-6-15938		払込先 加入者名	日本システム収納株式会社		

※ゆうちょ銀行をご指定の場合は、自動払込設定が適用されます。私は、日本システム収納株式会社から請求された金額を私名義の上記預金口座から預金口座振替(自動払込)によって支払うこととしたいので預金口座振替設定を依頼(ゆうちょ銀行は除く)のうえ依頼します。

— 預金口座振替規定 — (ゆうちょ銀行は除く)

1. 金融機関に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引落しのうえ支払ってください。この場合、振込期限または当該振込期限にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の送付または小切手の提出はしません。
2. 振替日において請求書記載金額が預金口座から払戻すことのできる金額(当座貸付を利用できる範囲内の金額を含む。)をこえるときは、私に通知することなく、請求書を返却して差しつかえありません。
3. この契約を解約するときは、私から金融機関に御用により届きます。なお、この届出がないまま其期間におたり会社から請求がない等相当の事由があるときは、とくに申出をしない限り、金融機関はこの契約が終了したものと取り扱って差しつかえありません。
4. この預金口座振替について事前に紛争が生じて、金融機関の責による場合を除き、金融機関には連帯をかけません。

金融機関使用欄	(不備返却事由) 1. 預金取引なし 2. 記載事項等相違 (署名、預金種目、口座番号、口座名義(備考)) 3. 印鑑相違 4. その他	捺印 金融機関 受付印
---------	---	-------------------

【収納企業使用欄】

郵便番号 564 - 8523	ご住所 吹田市江坂町1-23-101
申込者 日本 太郎	電話番号 (06) 6386-5702

お申込者様
が必ずご記入、
ご捺印ください。

<個人情報の取扱いについて>


当会社は個人情報に関する方針・管理およびサービスのご案内・ご案内、当会社業務に関する情報提供、サービスの充実等の目的のために利用します。また、当会社は各個人の目的のために、当申込書に記載の個人情報を日本システム収納株式会社へ提供します。なお、今後、個人情報に変更等が生じた場合には、上記に準じて取り扱います。

【日本システム収納株式会社への提供目的】

①口座振替等による現金代行業務、振込等による現金代行業務、その他の事務代行業務

②上記①に際する顧客管理、商品・サービスの充実

③その他上記①～②に関連・付随する業務



<不備返却先(金融機関用)>
〒564-8523
吹田市江坂町1丁目23番101号
日本システム収納株式会社
電話 06-6386-5702

団体名	団体コード
加入者コード	所属コード

入会及び退会規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人王子法人会(以下「この法人」という。)の定款第6条及び第9条の規定に基づき、この法人の会員の入会及び退会に関し必要な事項を定めるものとする。

(入会)

第2条 この法人の正会員又は特別会員として入会しようとする者は、理事会において定める入会申込書を提出し、会長の承認を得なければならない。

(会費)

第3条 会費の金額及び納期並びにこれらの免除に関する細則は、定款第7条により総会の決議を経て別に定める会費規程による。

(退会事由及び手続)

第4条 この法人を退会しようとする会員は、退会手続を行い、任意に退会することができる。

- 2 定款第8条の定める事由により資格を喪失した場合、原則として既納の会費は返還しない。また、資格喪失後は、会員としての資格称号を前歴としても使用することはできないものとする。

(再入会)

第5条 前条の規定により会員資格を喪失した者が再入会を希望する場合には、改めて第2条に定める入会申込書の提出を求めることとする。

- 2 前項の再入会の申し込みに対しては、理事会において再入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。ただし、退会の際未納の会費がある場合には、当該未納分を支払わない限り、再入会は認めない。また、除名により会員資格を喪失した者は、資格喪失後5年間は、再入会を認めないこととする。

(会員名簿及び会員に関する情報の取り扱い)

第6条 入会者は、この法人の管理する会員名簿に登録する。

- 2 前項の入会申込書に記載した主要事項に変更があった場合は、当該会員から、理事会の定める変更届の提出を求める。
- 3 定款第8条の定める事由により、資格を喪失した場合は、会員名簿の登録を抹消する。
- 4 会員名簿に登録された会員に関する情報については、その公開の可否及び公開の範囲について、本人の意向を十分尊重し、慎重に取り扱わねばならない。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て総会の決議をもって行う。

附 則

1. この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。
2. この規程は、公益認定を受け移行の登記をした日から施行する。

別 表

入会申込書に記載する主要事項

正会員及び特別会員

(1)入会に際しての誓約

「入会の上は、貴法人の定款及び諸規程を遵守し、総会及び理事会の決定に従います。」

(2)法人名、所在地、代表者名、電話、FAX、ホームページアドレス、メールアドレス、資本金、決算期、業種、自社PR(30文字以内で記入)、連絡先を別途指定する者は連絡先、紹介者名

(3)個人情報公開についての同意、不同意の確認(ホームページ、機関誌等での公表とその範囲)

(4)特別会員の場合の年会費額